

氏名(本籍)	李 炫 雄 (韓 国)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第5245号
学位授与年月日	平成22年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	アイゼンハワー政権の対外原子力政策と日本の対米原子力外交 1953 - 1958

主査	筑波大学教授	Ph.D.(国際関係)	赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授	法学博士	竹 中 佳 彦

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

第二次世界大戦で原爆を使用した米国は大戦直後の1946年、原子力法を制定し、商用、軍用を問わず、原子力に関係する情報の外国への提供を禁止するという厳しい政策をとった。その政策に転機をもたらしたのは1953年1月に就任したアイゼンハワー政権である。アイゼンハワー大統領は同年の国連総会で「平和のための原子力」演説を行い、それまでの厳格な核不拡散・核技術移転禁止という政策から、平和目的のために核技術開発や核燃料の提供について米国が諸外国に支援の手を差し伸べるという政策に転換した。

アイゼンハワー政権の対外核政策の転換は複合的要因に基づいており、複雑であるが、米国の冷戦戦略の文脈から理解する必要がある。米国は、「ニュールック」戦略の採用で動揺した西側諸国との関係を核分野での協力によって強化し、自由世界の結束をはかるという意図をもっていた。米国の新たな核政策を受けて、日米間では、1953年から58年にかけて、核の研究支援を目的とした日米原子力研究協定、同協定に基づき濃縮ウランの賃貸借にかかる第一次及び第二次細目協定、動力炉の開発協力にかかる日米原子力一般協定が交渉された。米国は、核不拡散という政策を堅持しながら、原子力分野での国際協力を行うために、米国による保障措置や使用済み燃料の返却を規定する協定を交渉していった。米国は、自由世界内の諸国が差別感を抱かないよう、標準型の協定文を用意し、各国との間で一律の協定を作成するよう努力した。しかし唯一の被爆国で、核に対する特別の感情のあった日本では、学界やマスメディア、野党などが、日本政府による対米交渉を牽制した。結果的には、日本政府は、そのような内政上の制約を根拠として米国側に譲歩を迫り、日本の立場に配慮した協定を締結することに成功した。日本外交については対米追従外交という評価が定着しているが、1950年代の原子力分野での国際交渉でみるなら、他の諸国とくらべ日本外交は米国に対して十分自己主張を貫き通したといえる。米国も、核不拡散政策の枠内に止まる限り、日本の立場に配慮し譲歩した。

以上が本論文の概要であるが、論文の構成は以下の通りである。序章では、研究の目的と対象、研究の意義、研究視角、研究手法、用いる一次史料などについての説明がなされている。そして、第一に、アイゼンハワー政権の核政策転換の理由は何か、第二に、日米間の原子力協力に関する一連の協定の特異性とその理由は何か、第三に、原子力分野での日米交渉から見えてくる日本外交の特徴は何か、という三つの問題提起がなされている。

第1章では、米国のアイゼンハワー政権が、どのような意図から「平和のための原子力」政策を打ち出したかを、対ソ戦略用プロパガンダという観点から論じている。即ち、「平和のための原子力」演説の背景にあった米国の意図は、米国の冷戦戦略の文脈で理解する必要がある。「平和のための原子力」提案は、米国が核に依存する「ニュールック」戦略を採択するに及び、核戦争の恐怖におののく同盟国に対し、米国の核軍縮の姿勢を示すと同時に、ソ連に受け入れがたい提案をすることで、ソ連の非妥協的姿勢を浮き彫りにし、ひいては米国の「ニュールック」戦略に正当性を与えるように意図されたものであった。

第2章では、米国の交渉窓口となった米国原子力委員会（AEC）が核技術と核物質を管理するため、どのような標準型原子力協定を用意し、各国との交渉に当たったかが考察されている。米国は、第二次世界大戦時から核開発で協力してきた英国、カナダ、ベルギーに対しては特別の動力協定を結び、また核技術開発の進んでいたフランスに対しては「準動力協定」と呼べるものを結んだが、他の自由主義諸国には、差別感をもたせないよう、標準型協定文をもちいて、基本的に同一の原子力協力協定を結ぼうとした。米国は、自由主義諸国との原子力協力協定を通じて、次の3つの目的を達成しようとした。①原子力市場で米国が主導権を握る、②自由世界内で米国独自の核不拡散政策を推進する、③「ニュールック」戦略を遂行するため、自由世界の結束をはかる、ことである。

第3章では、日米原子力研究協定の締結に至る交渉過程が分析されている。交渉の発端は、米国からもたらされた、濃縮ウランの提供を含む原子力平和利用のための援助提案であった。日本政府は、その受け入れを決めたが、唯一の被爆国で核へのアレルギーが強い日本国内では、まず学界が異議を唱え、またマスメディアや野党が国会での審議を求めた。日本政府は、米国が提示する標準型協定に関して、国会での審議が必要である等の理由から、数々の修正を米国側に要求した。かくして、日米原子力研究協定は、米国が他の諸国と結んだ標準型とは異なり、日本政府の立場を配慮したものとなった。

第4章では、濃縮ウランの賃貸借にかかる第一次、第二次細目協定の締結に至る交渉過程が分析されている。米国政府は細目協定を国家間の商取引契約として位置づけ、米国議会の関与を排除しようとした。日本側は国会審議を要する国際条約として位置づけ、米国側の「免責条項」に対抗する「インスペクション条項」の挿入について米国側から同意をとりつけた。細目協定の交渉においても、日本側がそれを国会審議を要する協定と位置づけることで、米国から譲歩を得ることに成功した。

第5章では、発電炉の開発のために必要な技術情報や資材の提供を規定する「日米原子力一般協定」の締結交渉の過程が詳細に分析されている。米国は、日本との交渉を開始するまでに既に14カ国と原子力一般協定を締結しており、そこで形成された標準型協定文を対日交渉でも基本とすることを要求した。一方、日本側は、「無保障条項」の修正、米国による保障措置を可及的速やかにIAEAに委ねることを明記する、特殊核物質や原料物質の定義をIAEA憲章に合わせること、日本の産業秘密を漏洩しないこと、等について米国の譲歩を勝ち取った。発電炉分野での英国というオルタナティブの存在、日本の「弱者の恫喝」戦略等により日本の希望に添う協定を締結することに成功した。

終章では、序章で提起された設問に対して実証研究を踏まえた解答が与えられている。即ち、アイゼンハワー政権の核政策の転換の理由については、核問題についての米国内向けの大衆啓蒙、原子力平和利用についての同盟国向け国際協力の意図表明、ソ連の受け入れがたい「核分裂物質の国際的プール」構想を呈示しての反ソプロパガンダ、という複合的意図をもったものであったとの解答が与えられている。第二に、日本が米国と結んだ原子力協定の特異性については、米国政府が日本の内政に配慮し核不拡散の枠内で可能な譲歩を行ったとの解答を与えている。第三に、日本外交の特徴については、他国との比較で、原子力分野における日本外交は十分自己主張を貫いたものであったこと、それは対米追随外交といった従来のイメージとは異なるという解答を与えている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、アイゼンハワー大統領の「平和のための原子力」演説にともなう核政策転換の背景を考察したうえで、それに基づき行われた1950年代の日米間の原子力協力をめぐる一連の外交交渉に焦点をあて、他の自由主義諸国と結ばれた原子力関連の協力協定との比較の視点を入れながら、日本や米国の外交文書、公文書その他の豊富な一次史料を用いて詳細な分析を行った実証研究である。具体的には、日米原子力研究協力協定と同協定に基づく濃縮ウランの賃貸借にかかる第一次、第二次細目協定、発電用動力炉の開発支援にかかる日米原子力一般協定の締結交渉過程を実証分析している。

日本は第二次世界大戦の敗戦国であり、また唯一の原爆被爆国でもあった。講和条約の発効をうけて独自の外交を追求しはじめた日本が、複雑な国内政治状況の下で、どのように平和目的の核開発についての協力協定を米国との間で交渉したかが、詳細な史料に基づいて説得的に分析されている。このテーマについて、これほどの一次史料を用いての本格的な学術研究は未だ行われておらず、日本の外交史や米国の核不拡散政策、核をめぐる国際政治学に対して、独自性のある重要な学術的貢献を行うものである。

従来、第二次世界大戦後の日本外交の特徴として「自主性の欠如」、「対米追随外交」といったことが繰り返し指摘されてきたが、そのようなイメージと評価は、日本外交を日米の二国間関係の文脈のなかでしか、日本外交を見てこなかったことに起因すると筆者は強調している。本論文では、原子力関連の協力協定締結をめぐる1950年代の一連の交渉を見る限り、そのような見方が一面的なものであるということが論じられている。第二次世界大戦以降は、西側同盟の盟主であり核超大国であった米国に対しては、自由主義・友好国は多かれ少なかれ米国の秩序を受け入れ、いずれも従属的であった。他の西側諸国との比較で言うなら、1950年代の日本は米国に対して、原子力協力協定をめぐる一連の交渉においてむしろ自己主張を貫いたというのが筆者の主張である。米国も日本の様々な特殊事情に配慮し、日本政府に対し、核不拡散という枠組みが維持される限りにおいて一定の譲歩を行ったという。本論文は、以上のように、従来とは異なった日本外交についての新しい見方を提示することに成功している、という点でも学術的に評価される。

手堅い実証研究によって新たな境地を拓いた本論文の学術的貢献は高いものの、弱点がないわけではない。原子力にかかる一連の協力協定の締結をめぐる日米間の交渉過程について、得られる限りの史料を駆使して本格的な研究がなされているが、アイゼンハワー期の米国政府のトップレベルで、どのような核不拡散体制の構築がめざされていたかについての分析は不十分であるとの印象を受ける。しかしながら、このような点は今後克服すべき課題であり、本論文の主要な学術的貢献を損なうものではなく、本論文は、博士の学位を得るのに十分な水準に達しているものと評価される。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。